

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月改訂

白山市立朝日小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

朝日小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、白山市教育委員会(市教委)・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

1. いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈平成 29 年 4 月 1 日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

【留意事項】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、対策組織を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起きている」と考え、全教職員が十分認識すること
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
- (4) 大切なことは、いじめであるかどうかを判断することより、いじめと疑われるものすべてに対応すること（積極的認知）
- (5) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導を継続していくこと
- (6) 定期的な検査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

3. いじめの防止等のための組織と役割

(1) いじめ問題対策チーム

職名又は校務分掌等	氏名	職名又は校務分掌等	氏名
校長	中西 澄恵	教頭	堀岡 宣克
教務	茶山 祐匡	生徒指導主事	簗川 大地
養護教諭	高松 楓佳	特別支援教育コーディネーター	加藤 弥生
いじめ対応アドバイザー	瀬谷 浩	スクールカウンセラー	米永 仁史朗
保健主事	澤邊 雄大	該当学級担任	

- ①いじめを見逃さない学校づくりを推進する。
- ②学校や教職員のいじめ問題への対応力向上を図る。
- ③「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対して周知する。
- ④家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ⑤SCやSSW、関係機関等と連携していじめ問題に対応する。
- ⑥いじめ問題発生時における個別案件対応班を編成し指示する。

(2) 個別案件対応班

職名又は校務分掌等	氏名	職名又は校務分掌等	氏名
教頭	堀岡 宣克	特別支援教育コーディネーター	加藤 弥生
教務	茶山 祐匡	生徒指導主事	簗川 大地
養護教諭	高松 楓佳		

- ①情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ②具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ③役割分担に沿った対応を進める。
- ④事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ⑤対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ⑥対応の結果について整理し、記録に残す。

4. 年間計画

月	取り組み内容
4 月	・ホームページでの「いじめ防止基本方針」の発信 ・生徒指導に関する校内研修(いじめを生まない学級づくり) ・児童理解の会(全体) ・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・心の相談アンケート調査・個別面談の実施
5 月	・いじめアンケート調査・個別面談の実施 ・インターネットマナーについての周知 ・児童理解の会(ブロック)
6 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・第 1 回いじめ対応アドバイザー会議 ・児童理解の会(全体) ・前期学校評価の実施
7 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体) ・前期学校評価の検証と振り返り
8 月	・校内研修会の実施
9 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体) ・運動会での配慮
10 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体)
11 月	・いじめアンケート調査・個別面談の実施 ・第 2 回いじめ対応アドバイザー会 ・後期学校評価の実施
12 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体) ・後期学校評価の検証と振り返り
1 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体)
2 月	・いじめアンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体) ・いじめ対策の反省と見直し ・いじめ防止基本方針の見直しと改訂
3 月	・心の相談アンケート調査・個別面談の実施 ・児童理解の会(全体)

5. 生徒指導の4つ視点

(1) 自己決定の場

共感的に理解し、自己決定の場面を意図的につくることで、児童が自分で判断し、決め、実行できるようにする。

(2) 自己存在感の感受

一人一人の児童に関心を寄せ、児童の良さに注目し、「活躍の機会を創意工夫」してつくり、「成功体験」を積み、「努力を認め励ましの言葉」をかける。

(3) 共感的な人間関係の育成

児童が納得できるように、「伝える」ことを意識し、正確に伝わったかどうか、言葉で確認する。一人一人の違いを個性として認め、温かく丁寧な言葉を使う。

(4) 安心・安全な風土の醸成

児童一人一人が、個人的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する。

6. 生徒指導の4つの視点を生かした「いじめ問題」への対応

(1) 「いじめ」を起こさないために

① 学校の全教育活動を通して未然防止に努める

- 分かりやすい授業の工夫と教師の指導力の向上を図る。
- 児童理解を充実し、情報交換を活発にする。
- 校内や授業中の規律を定着させ、規範意識を醸成させるとともに、安心して学べる環境をつくる。
- 思いやりの心や生命・人権を大切にできる態度を育てる道徳教育の充実を図る。
- 教育相談を実施する等、家庭や地域と連携した取り組みを行い、信頼関係の醸成に努める。
- 特別活動を通して、自己有用感や自己肯定感が高められるよう努める。

② 心の居場所となる学級づくりに努める

- 毎日一回は一人一人に明るい声をかける。
- お互いに個性を認め、係活動に責任がもてるようにする。
- 全員が主役になれるような活動を設定する。
- 明るい雰囲気 of 学級づくりに努める。
- 話し合い活動を活発にし、他の意見を聞く態度を育てる。

③ より良い人間関係づくりのための学級をめざす。

- 明るく元気にあいさつできる学級
- みんなで仲良く遊べる学級
- 友達の良い所をほめ合える学級
- 困った人を助け合える学級
- 失敗を認め合える学級
- 人の立場に立って考える学級
- 一人一人がみんな大切な学級

(2)「いじめ」の早期発見・早期対応に努める

①学校で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられている子どもの出すサイン】

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表す。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期発見・早期対応に対応に努めていく。

〈学校での一日〉

*印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時間ぎりぎりの登校が多い ○返事・発言の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子などが散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑がみられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる *不真面目な態度で授業を受ける *テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○用もないのに職員室等に来る ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○わけもなく階段や廊下などを歩いている
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べるとき、席を離している。 *好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○その子の机や椅子がぼつんと残る	*さぼることが多くなる *人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで帰宅する	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている *他の子の荷物を持って帰る

〈注意しなければならない児童の様子〉

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○視線を合わさない	○教師と話するとき不安な表情をする ○独り言を言ったり大声を出したりする ○委員を辞める等やる気を失う *言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する ○衣服が乱れたり破れたりしている
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○SNSのグループから故意に外される ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱や机の中に嫌がらせの手紙等が入っている ○校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

②家庭で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられている子どもが家庭で出すサイン】

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかという可能性を受け止め、指導に当たる必要がある。

観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○ 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○ 買い与えた学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。 ○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 ○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 ○ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味を持つ。 ○ 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。 ○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

【ネットでいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン】

観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）
○ パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする。又は、全く触れようとしなくなる。 ○ 親が近づくと画面を切り替えたり、画面を隠そうとしたりする。 ○ インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。 ○ 携帯電話の着信音に怯えるような態度をとる。 ○ 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(3)もし、「いじめ」が起きてしまったら…

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

①事実を明らかにする(全容をつかむ)

○関係した児童を把握する。 ○誰がどのように関わったか、明らかにする。 ・被害者 ・加害者 ・傍観者

②どのように対応すればよいのか検討する

○一人で悩んだり判断したりすることは避け、いじめ問題対策チームで話し合うなど、学校の組織を生かして対応にあたる。

- ・指導事項や指導方法などの検討
- ・「心の居場所」としての役割を果たしている養護教諭との連携の確認
- ・家庭や地域社会、関係諸機関との連携についての検討

③具体的な指導

(ア)いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(イ)いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(ウ)いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのことどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(エ)いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(4) インターネットを通じていじめが起こってしまったら

①「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

②「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。ま

た、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

- ・学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく必要がある。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

③「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④削除依頼等の手順について

- ・事実の確認
被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。
- ・対応方針の検討
把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。
- ・児童生徒への対応
被害者本人への対応(不安の共感的理解)、加害者への対応(書き込み者が特定されている場合)、当事者以外の児童生徒への指導(必要と判断した場合)等について、インターネット上の対応と平行して行う。
- ・インターネット上の対応
書き込み者が特定できた場合には、当該児童生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。
- ・事後の経過の確認
書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

(5)積極的な生徒指導をめざして

①児童に対するいじめアンケートや訴え・毎月の心の相談アンケート・日記や作文等・教育相談・観察などを通して、実態を明確に把握する。

※年間を通じて原則月に一度のアンケート調査を行う。

心の相談アンケート(4月・6月・7月・9月・10月・12月・1月・3月)学校で実施。

心の相談アンケート(5月・11月・2月)家庭に持ち帰って実施。保護者と一緒に記入する。

※アンケート実施後に「友だち関係でとてもつらい思いをしている」と回答した児童対象に担任による個別面談を実施する。

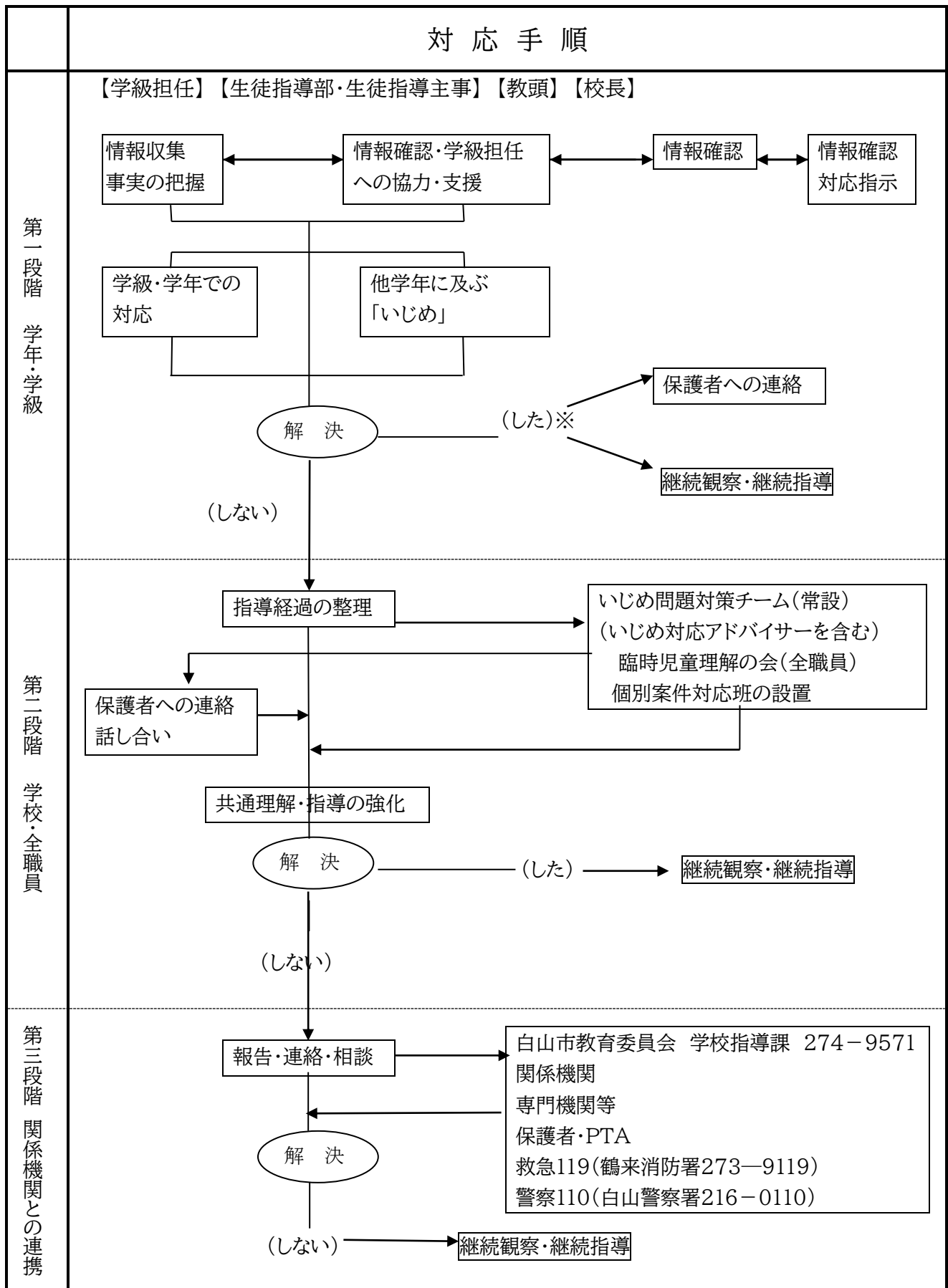
※個別面談実施後、面談報告書にて管理職・生徒指導主事に報告。情報を全職員で共有し指導にあたるようにする。

②いわゆる「いじめ」であると確認された場合、問題を一人で抱えず、早急に管理職、生徒指導主事に報告、いじめ問題対策チームに判断を委ねる。

※いじめが「解消している」状態の要件

いじめがやんでから少なくとも3ヶ月を経過し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないという2点を満たす必要がある。

「いじめ」が発生した時の対応



7. 重大事態への対処

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。また、市教育委員会の指導のもと、その事案に対処する。

(3) 重大事態の調査

ア学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア調査結果の提供

- ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育長に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5)調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(6)学校評価

学校が策定したいじめ防止基本方針の取組状況を、学校評価の対象とする。

(7)いじめ防止対策推進法違反事項

- ・教員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法違反となり得る。
- ・教職員がいじめを発見・通報を受けた際は、速やかにいじめ問題対策チーム(のメンバー)に報告・相談する。